

### 入浴介助の注意義務

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下洋一郎

#### 1 はじめに

入浴介護中に溺水して死亡した事案について、担当した看護師、介護士の責任が問われた事例を紹介します。

#### 2 事案

Aさん（89歳）は、自宅で転倒して大腿骨転子部骨折となり、B病院で手術を受けた後、リハビリ目的でY病院に入院しました。Aさんは認知機能には大きな問題はありませんでしたが、2年前に、2度ほど入浴中に意識が遠のくということがあったそうで、そのことはY病院も認識していました。

入院から約40日後のこと、Aさんが看護師Cの入浴介助のもとで浴槽に入った後に、介護士Dが他の患者の入浴介助で浴室に来たので、Cは昼休憩の時間帯になっていたことと、DがAさんの介助も自分が行うと申し出たことから、CはDにAさんの介助を引き継いで、浴室から立ち去りました。

Dは他の患者の洗髪介助をしていてAさんから2～3分目を離して、次にAさんを見たところAは溺

水して心肺停止状態となり、心肺蘇生措置を受けましたが、結局同日夜に死亡しました。

#### 3 遺族の主張

遺族Xは、Y病院が入浴中の患者に対する一対一の看視体制を構築しなかった過失、入浴時間のルール化を怠った過失、Cが自ら介護せずに別の患者の介助をしている介護士に引き継いだ過失、DにはAさんの状態を目視により確認しなかった過失があると主張して裁判を提起しました。

#### 4 裁判所の判断

札幌地方裁判所（令和4年4月25日判決）は、Y病院の過失とC看護師の過失は否定しましたが、Aさんは89才と高齢で、筋力・体重が低下しており、高血圧と貧血があり降圧剤と鉄剤を服用していたこと、以前に入浴中に意識が遠のいたことがあったこと等の事情に加えて、Y病院では入浴時間は3～4分を目安としていたのに、Dが別患者の洗髪介助を開始した時点でAさんは10分以上浴槽に浸かっていたことを考慮すると意識障害を起こす危険性があったのに、2～3分間にわたって動静を確認しなかったことは注意義務違反であるとして、Y病院の責任を認め、約3100万円の賠償を命じました。

#### 5 まとめ

ご承知のように入浴中の事故は少なくなく、令和2年には、高齢者の入浴中の事故者数は約4700名で、交通事故死者数（約2200名）の2倍以上です。入院中や施設入所中の高齢者はさらに危険性が高まります。観察を怠らないようにしたいものです。

#### 松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号  
日進センタービル7階  
電話 043-225-5242

